

請負業務に係る企画提案要領

平成30年10月30日
にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会

1 業務概要

(1) 業務名

にし阿波ガストロノミー推進業務

(2) 業務の目的・概要

にし阿波に点在する傾斜地集落では、渓谷を見下ろす傾斜地畑で、在来種の「そば、茶、いも」などが栽培されている。そういった世界農業遺産に認定されたにし阿波ならではの、農文化・食文化に係るストーリーを滞在先の1つである農泊施設において、施設から旅行者にその魅力を効果的に伝えるための研修及びツールの作成を行う。また、農泊施設において、食の提供に係る基準作成の検討を行う

(3) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 本業務と同種又は類似の観光関連業務に関する相当な実績を有すること。
- (3) 観光商品販売に関するノウハウ、実施体制、各種ツール、手段を有すること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 会社更生法（昭和14年法律第154条）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをし、又は申し立てがなされている者及びこれらの手続き中である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第17号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

3 手続等

事業者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 参加表明書の提出（提出期限 平成30年11月6日（火）17時必着）
 - ア 参加表明書（様式第1号） 1部
 - イ 業務実績書（様式第2号） 1部
 - ウ 法人の登記簿謄本の写し
- (2) 企画提案書及び見積書の提出（提出期限 平成30年11月13日（火）17時必着）
 - ア 企画提案書（任意様式 紙媒体（A4）、20ページ以内） 8部
 - ・表紙（業務名、事業者名及び提出日を記載）
 - ・業務に係る実施方針、目標設定、スケジュール及び具体的な企画提案
 - ・当該業務の実施体制
 - ・参考資料 等
 - イ 見積書（任意様式、紙媒体） 1部
 - ・詳細内訳が確認できるもの（「一式」は基本的に不可）。
 - ・見積額は、4の（2）の概算予算額850,000円以内とすること。

※企画提案書・見積書の宛名は「にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会 会長」とすること
- (3) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）すること。
- (4) 書類提出先及び問い合わせ先

〒779-3602

徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73

徳島県西部総合県民局農林水産部<美馬>食農・企画担当 内

にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会 事務局

TEL：0883-53-2271

FAX：0883-53-2084

(5) 企画提案に関するヒアリング

原則として実施しない。ただし、事前の問い合わせ数などを勘案して実施する場合は、各応募者に個別に連絡する。

(6) 提案書を特定するための評価基準

次の項目により評価する。なお評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

ア 業務内容の理解度：事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。

イ 提案内容の実効性：提案内容が具体的で説得力があり成果が期待できるものであるか。

ウ 業務遂行の確実性：事業の準備を含め、業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。

エ 予算の妥当性：企画提案内容が予算的に妥当なものであるか。

4 支払い条件及び概算予算額

(1) 支払い条件：完了検査の上、適法な請求書を受領後、30日以内に支払う。

(2) 概算予算額：850,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは原則として認めない。

(3) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、「にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会」における使用に限り、必要に応じて複写することがある。

(4) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(5) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。

(6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適者として特定したものであるが、契約手続きを完了するまでは当法人との契約関係を生じるものではない。

(7) 当企画提案要領及び業務仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(8) 参加表明者からの当該委託業務に係る条件及び応募手続きに関する質問は、平成30年10月30日（火）から11月6日（火）の間FAX（任意様式）で受け付け、その回答は参加表明者全員に平成30年11月9日（金）までに電子メールまたはFAXで行う。なお、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

6 事業開始までのスケジュール

(1) 受付開始 平成30年10月30日（火）

(2) 参加表明書締切 平成30年11月 6日（火）17時必着

(3) 質問受付期間 平成30年10月30日（火）～平成30年11月6日（火）17時必着

(4) 質問への回答 平成30年11月 9日（金）

(5) 企画提案書締切 平成30年11月13日（火）17時必着

(6) 委託契約締結 平成30年11月下旬